

「北海道国際交流・協力総合センター」 国旗利用要項

(利用の承認)

利用者は、国旗利用申込書（北海道国際交流・協力総合センター備付けの用紙）を事務局に提出して、承認を得るものとする。

(利用者)

- (1) 原則会員とする。
- (2) 但し、会員以外でその利用目的が国際交流・協力に供するものについては事務局において承認することができる。
- (3) なお、北海道国際交流・協力総合センター事業に関連するなど、特別な事情がある場合は特例として承認することができる。

(目的外利用の禁止)

承認を受けた者は目的以外に他用、または転貸してはならない。

(取り消し及び制限)

次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認を取り消し、または、利用を制限することがある。

- (1) 利用者が本要項に違反したとき。
- (2) 風紀、または、公益を害するおそれのあるとき。
- (3) その他、北海道国際交流・協力総合センターが特に必要と認めたとき。

(利用者の留意事項)

利用者は、次の各号を守って利用しなければならない。

- (1) 屋外で利用しないこと。
- (2) 損傷したときは、その損害を賠償すること。
- (3) 利用料金は無料とする。但し送料は利用者負担とする。